

新旧対照表

○農業協同組合法施行細則

新	旧
<p>(農業経営規程の設定及び変更の承認)</p> <p>第2条の7 組合は、法第11条の51第1項の規定により農業経営規程の設定の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて地域県政総合センター所長等に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>総会又は総代会の議事録の写し</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(4)・(5)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(農業経営規程の設定及び変更の承認)</p> <p>第2条の7 組合は、法第11条の51第1項の規定により農業経営規程の設定の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて地域県政総合センター所長等に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>農業協同組合にあつては、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類</u></p> <p>ア <u>法第11条の50第3項又は第4項の規定により総組合員（法第12条第1項第2号から第4号までの規定による組合員を除く。）の3分の2以上の書面による同意を得て農業の経営を行う場合 当該同意を得たことを証する書類</u></p> <p>イ <u>法第11条の50第5項の規定により同条第3項又は第4項の規定による同意を得ないで農業の経営を行う場合 次に掲げる書類</u></p> <p>(ア) <u>法第11条の50第5項に規定する農業協同組合に該当することを証する書類</u></p> <p>(イ) <u>総会又は総代会の議事録の写し</u></p> <p>(ウ) <u>法第11条の50第8項に規定する場合に該当しないことを証する書類</u></p> <p>(4) <u>農業協同組合連合会にあつては、総会員（法第12条第2項第2号又は第3号の規定による会員を除く。）の3分の2以上の書面による同意を得たことを証する書類</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>